

労働関連政府統計の有効利用へ向けての課題

一橋大学経済学部准教授 川口 大司

1. まえがき

2009年4月の新統計法の施行に向けてその運用などが内閣府統計委員会を中心に進められている。議論の際に参考にしていただければとの考えの下に、労働経済学の研究者として労働関連政府統計の有効利用ならびに改善についての提言を行いたい。あくまでも私個人の私見であり、労働経済学者全体の意見を代表するものではないことに留意されたい。

私は2002年5月にミシガン州立大学で経済学博士号を取得したが、博士課程在学中から現在に至るまで一貫して日米の家計や企業のマイクロデータを利用して労働経済学の実証研究を行ってきた。労働統計を利用した研究を行う専門家としての立場からこの提言を行いたい。問題点を指摘することよりも、その解決策を私なりに提案することにその主眼がある。

提言は以下3つの柱を中心に行う。

1. 政府統計のマイクロデータの公開の意義とその解決
2. 回収率の低下に伴う代表性の問題とその解決
3. 賃金分布ならびに決定構造の把握に伴う問題とその解決

2. 政府統計のマイクロデータの公開の意義とその進め方

米国においてはおよそ40年にわたり、労働統計のマイクロデータを用いた分析が盛んに行われてきており、欧州諸国においてもおよそ20年にわたって同様な傾向が見られる。

経済学はその方法論として個別主体の意思決定の結果が社会全体の動きを説明すると考える方法論的個人主義をその基礎として発展してきたため、経済の構成要素である個別家計や個別企業の意思決定に関する理論から得られる行動予想を、個別主体の行動を記録したマイクロデータを用いて検証するという手続きは極めて重要である。マイクロデータを用いた研究の興隆は労働経済学の経験科学としての水準を格段に高め、労働経済全般にわたる私たちの理解を拡大してきた。またマクロ集計量を用いた労働経済の研究も引き続き盛んであるが、この際にもマイクロデータから自由にマクロ集計量を計算し、その集計量を用いた分析を通じて新たな地平が切り開かれてきたことも忘れてはならない。

この労働経済学の発展から私たち日本の労働経済学者は大いに裨益してきたし、日本の労働政策の策定に無視し得ない影響を与えてきた。しかしながら、旧統計法の下、政府統計マイクロデータへの研究者によるアクセスが大幅に制限されてきたことが国際標準の研究業績を上げることの阻害要因として作用してきたことは否定できない。世界第二の経済規模を持つ国の学者として日本の労働経済学者が国際標準の労働経済学の発展に貢献することは当然期待されることであり、この役割を積極的に果たしていかなければ、日本が国際的な研究社会において相応の尊敬を勝ち得ることは難しいであろう。

また、労働市場には他の市場と同様に国ごとの異質性があるため、諸外国で得られた結論がそのまま日本に当てはまるとは限らない。そのため日本の労働市場の仕組みについて科学的な知識水準を高めることは日本の労働市場政策をより有効かつ効率的なものとしていくために欠かせない。

マイクロデータの開示については個人情報への曝露の可能性という費用が伴う。しかしながらマイクロデータの公開の意思決定は便益と費用の比較考量に基づいて行われるべきであり、費用だけを指摘する議論は有益ではない。政策的に意思決定に当たっては以上において指摘した便益の大きさを十分考慮することが大切であり、その便益の大きさを十分に認識できる専門家が意思決定にかかわるべきである。

マイクロデータの開示に伴う個人情報への曝露の可能性は家計調査の場合と企業・事業所調査の場合では大幅に異なり、この二つを明確に分けて議論することが必要である。

家計調査については個人名、詳細な地理情報を開示しなければ、個人情報への曝露の可能性を無視しうる大きさに抑えることができる。この点については長期にわたって Current Population Survey, Survey of Income and Program Participation, Population Census などのマイクロデータをウェブベースで公開してきた米国の経験を参考にすべきである。また賃金構造基本統計調査の個人票のように事業所経由で回収されているものの、事業所情報を落とすことによってあたかも家計調査のマイクロデータであるかのように取り扱うことができる調査もある。

その一方で企業レベルのマイクロデータは産業、売上高、従業員数といった公開情報と照らし合わせることによって匿名データから個体を特定できる可能性があるため個人情報への曝露の可能性が高まることは否定できない。この場合、秘密保持が徹底された特定の空間におけるデータ利用を許可するオンサイトリサーチセンターの開設が考えられよう。

マイクロデータ開示の手法については日本経済学会が提言を行っており、その提言は日本経済学会ウェブページで公開されているので、この提言を十分に尊重する形でマイクロデータの公開が行われることを希望する。

3. 回収率の低下に伴う代表性の問題とその解決

核家族化や集合住宅のセキュリティーの向上に伴って、政府統計調査員の非調査主体への接触が困難になり、調査環境の悪化が懸念されている。これは政府統計の回収率の低下につながっていると考えられる。回収率向上のための調査員のトレーニングのいっそうのシステム化やインセンティブシステムの導入など、回収率そのものを向上させる取り組み

が求められよう。

しかし同時に回収率が低いことを前提として、回収率の低さがどの種の歪みをもたらしているのかを検討することも有用ではあろう。たとえば隣り合う同質な調査区で普通に調査するのと、徹底的にコンタクトするという実験を行うことが考えられる。二つの調査区の間質性が担保されていれば、二つの調査区で回収された回答のずれは回収努力の強さに依存したものであり、回答のずれを精査することで、回収不能な客体がどのような特性を持っているかを把握することが可能となる。例えば、共働き世帯や長時間労働の単身世帯は通常調査票の回収が困難であるため、回収努力を高めた調査区でそれらの比率が高くなることが予想される。このペアとなっている調査区の数在全国で増やすことによってサンプリング誤差を小さくしていくことも可能である。

この二つの以上のアイデアを一般化すると、調査員あるいは調査区ごとの回収率の情報があれば、調査員独自の特性によってあるいは調査区の特長によって、回収率の高い調査員あるいは回収率が高い調査区でどのような情報が追加的に拾われているかを調べることによって、回収率が仮に 100%であったとしたときに得られる情報を予想することが可能となる。

これら低回収率がもたらすバイアスならびにその補正については

Korinek, Anton and Mistiaen, Johan A. and Ravallion, Martin, 2007. "An econometric method of correcting for unit nonresponse bias in surveys," *Journal of Econometrics*, vol. 136(1), pages 213-235.

ならびに

Naoi, Michio, 2008, "Residential Mobility and Panel Attrition: Using the Interview Process As Identifying Instruments," *Keio Economic Studies*, vol. 44(1), pages 37-47.

が類似の議論を行っており、参考になろう。

4. 賃金分布ならびに決定構造の把握に伴う問題とその解決

日本における賃金の調査として最もサンプルサイズが大きく、情報が正確性を持っているのは賃金構造基本統計調査であろう。賃金構造基本統計調査は事業所を確率抽出し、さらにそれぞれの事業所で働く常用労働者を確率抽出することによって個人レベルの賃金支払額や労働時間を把握している。全国から確率抽出された7万から8万事業所から150万から160万人の労働者が確率抽出され、これら労働者に関して、事業所の賃金台帳から6月の決まって支払われる給与額と所定内・所定外労働時間、昨年1年間の賞与額などが転記される。この個人票から得られる情報を用いるときわめて正確な時間当たり賃金率の情報が得られる。

このように計算された時間当たり賃金率の自然対数値を教育年数、潜在経験年数、勤続

年数、性別の関数に回帰したときの決定係数は 0.6 前後となり、この値は諸外国の賃金関数の推定結果に比べても高い。例えば、

Kambayashi, Ryo, Kawaguchi, Daiji and Yokoyama, Izumi, 2008, “Wage Distribution in Japan: 1989-2003,” *Canadian Journal of Economics*, Vol. 41, No. 4, pp. 1329-1350.

が賃金関数の高い決定係数を報告している。

しかしながら、米国の CPS-March を使った時間当たり賃金率の計算方法と同様に、就業構造基本調査を用いて年収と年あたり労働時間を用いた時間当たり賃金率を使った賃金関数を推定するとその決定係数は 0.3 前後になることが以下の論文で発見されている。

Kawaguchi, Daiji and Mori, Yuko, 2008, “Stable Wage Distribution in Japan, 1982-2002: A Counter Example for SBTC ?,” *RIETI Discussion Paper Series*, 08-E-020.

これらの実証分析の結果より、賃金構造基本統計調査は時間当たり賃金率を正確に捉えるきわめて質の高い調査であると指摘できるが、いくつかの限界もある。

まず、調査構造から直接事業所に雇用されない労働者が対象外となっている。登録型の派遣労働者について、派遣元を重点的に調査することによって補足が必要であろう。フォーマットは同じにしつつ、派遣先の情報も得られるようにすると望ましいといえる。この際に、派遣労働者だけを対象とする調査を行うよりもあくまでも賃金構造基本統計調査の追加サンプルとして調査を行うことが、統合的な情報を入手するためにも大切である。

また、賃金構造基本統計調査では数年に一度サンプル対象とされている事業所を選ぶ母集団の名簿である事業所企業統計が変わる。報告書で報告される数値には名簿換えの影響が出ないような工夫がされているが、上記の Kambayashi, Kawaguchi and Yokoyama (2008) において明らかになったことであるが、より高次のモーメント（例えば分散）の計算に対しては頑健ではない。各研究者が工夫して対処できるようサンプリングについてより細かい情報公開が必要であろう。

最後に雇用者 - 被雇用者接合データの可能性について述べたい。労働経済学の理論は各労働者が得る賃金率は各労働者の属性のみならず、働き先の事業所属性にも依存することを明らかにしている。また、事業所属性への賃金の依存の仕方が労働市場における摩擦の程度に依存することも明らかになっており、労働者の賃金率が労働者本人の属性を条件付けた上で、事業所属性にどの程度依存するかを調べることで労働市場の摩擦の程度が逆算できることがわかってきた。

労働市場の摩擦の程度を測定することは、雇用保護法制や最低賃金制度が労働市場における均衡に与える影響を考える上で極めて重要である。よって、労働者の賃金率が労働者本人の属性を条件付けた上で、事業所属性にどの程度依存するかを調べることは学問的にも政策的にも重要な課題なのだが、賃金構造基本統計調査にはごく限られた事情所情報しか含まれていない。

以上の制約を克服するためには実証分析を行うに当たってより詳しい事業所情報を含んだ経済産業省の工業統計調査や商業統計調査の調査票を接合する必要がある。賃金構造

基本統計調査とこれらの2調査はともに総務省の事業所・企業統計の名簿情報に基づいてサンプリングされているので接合の可能性はあるのだが両者に共通する事業所番号がないため事業所・企業統計の名簿情報に基づく接合を行う必要がある。その試みについては

川口大司・神林龍「政府統計の接合データの作成と利用：工業統計調査と賃金構造基本調査の例」北村行伸編『応用ミクロ計量経済学』日本評論社、近刊

にまとめられているが、その接合率は潜在的に接合可能な事業所全体のうちの7割前後にとどまる。もっともその7割が必ずしも偏った事業所属性を持ったものではないことは確認されており、今後このデータを用いた研究を進展させることが期待される。しかしながら、より根本的には事業所ベースの調査についてはそのマイクロデータの中に各省庁共通の事業所番号を割り振ることがより望ましい解決策であるといえる。